

## 専門医制度規則の施行細則

本学会専門医制度の施行に当たり、規則に定められた以外の事項については、次の各項の施行細則に従うものとする。

1. 日本専門医機構が認定する基本領域とは次の 19 領域とする。  
内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、臨床検査、救急科、形成外科、リハビリテーション科、総合診療
2. 日本専門医機構が認定するサブスペシャリティ領域とは次の 27 領域とする。  
消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、血液内科、内分泌代謝・糖尿病内科、脳神経内科、腎臓内科、膠原病・リウマチ内科、消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、乳腺外科、放射線診断、放射線治療、アレルギー、感染症、老年科、腫瘍内科、内分泌外科、肝臓内科、消化器内視鏡、内分泌代謝内科、糖尿病内科、放射線カテーテル治療領域、集中治療科領域、脊椎脊髄外科領域
3. 専門医の更新申請者は、次の書類を専門医制度委員会に提出する。
  - 1) 専門医更新申請書
4. 連携専門医の更新申請者は、次の書類を専門医制度委員会に提出する。
  - 1) 連携専門医更新申請書
5. 指導医の更新申請者は、次の書類を専門医制度委員会に提出する。
  - 1) 指導医更新申請書
6. 専門医制度規則第 15 条第 4 項、第 28 条第 3 項の条件である難病指定医であることは、以下の専門医の資格を有している場合は除く。  
病理専門医、放射線科専門医、麻酔科専門医、臨床検査専門医、放射線診断専門医
7. 専門医制度規則第 22 条の関連施設に関する指導体制は、第 21 条第 3 号に基づく研修である。
8. 第 4 章第 8 条第 2 項の経験症例レポートは、基本領域が内科系の場合 10 例、外科系の場合 3 例、小児科系の場合 3 例とする。

日本炎症性腸疾患学会専門医制度委員会

令和 5 年 11 月 17 日

令和 6 年 6 月 3 日改定

令和 7 年 6 月 2 日改定